

○ 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p><b>第3 農業者の手続等</b>            本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。            ただし、1の(5)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、            ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に            イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に            ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に            1の(1)の借入申込希望書（別紙1）及び経営改善資金計画書（別紙2）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。            なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。</p> <p>1 経営改善資金計画書の作成等            (1) 借入希望者は、            ア これまでの経営状況はどうなっているのか            イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か            ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か            等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙2の(1)又は(2)により作成し、別紙1の借入申込希望書とともに、(5)の窓口機関に提出するものとする。            なお、1回の借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙2の(1)又は(2)の経営改善資金計画書に代えて、別紙2の(3)又は(4)の経営改善資金計画書（以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借</p>	<p><b>第3 農業者の手続等</b>            本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。            ただし、1の(5)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、            ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に            イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に            ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に            1の(1)の借入申込希望書（別紙1）及び経営改善資金計画書（別紙2）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。            なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。</p> <p>1 経営改善資金計画書の作成等            (1) 借入希望者は、            ア これまでの経営状況はどうなっているのか            イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か            ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か            等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙2の(1)又は(2)により作成し、別紙1の借入申込希望書とともに、(5)の窓口機関に提出するものとする。            なお、1回の借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙2の(1)又は(2)の経営改善資金計画書に代えて、別紙2の(3)又は(4)の経営改善資金計画書（以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできない</p>

<p>入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>ものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

附 則（令和3年2月12日2経営第2863号）  
この通知は、令和3年2月13日から施行する。